

こども商品券利用約款の一部変更について

現 行	変更案
<p>第1条（約款の趣旨）</p> <p>株式会社トイカード(以下「当社」といいます)の発行する前払式支払手段である「こども商品券」及び「こども商品券カードタイプ」等（以下「商品券」といいます）の所有者（以下「お客様」といいます）は、この約款により商品券をご利用いただくこととします。</p>	<p>第1条（約款の趣旨）</p> <p>株式会社トイカード(以下「当社」といいます)の発行する前払式支払手段(<u>資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第1項第1号</u>)である「こども商品券」及び「こども商品券カードタイプ」（以下「商品券」といいます）の所有者（以下「お客様」といいます）は、この約款により商品券をご利用いただくこととします。</p> <p><u>なお、「こども商品券カードタイプ」の内、その裏面に&lt;ノベルティ用&gt;と記載があるもの(以下「ノベルティ用商品券」といいます)は、「資金決済に関する法律」(平成21年法律第59号)第3条第1項の「前払式支払手段」に該当しないため、同法第20条に基づく保有者に対する前払式支払手段の払戻し、同法第31条に基づく発行保証金の還付の対象外となりますが、ノベルティ用商品券の利用にあたっては、この約款により利用ください。</u></p>
<p>第4条（利用方法）</p> <p>お客様は、商品券によりその額面と等額の商品又はサービスと引換えることができます。商品券の額面以上の商品あるいはサービスと引換えるときには現金と併用し利用して下さい。</p> <p>2. 商品券は、額面未満の商品あるいはサービスと引換えるときには、お釣りをお出しすることができません。</p> <p>3. 商品券は、現金又は他の商品券と引換えることができません。また、商品券の払戻はできません。</p> <p>4. 商品あるいはサービスと引換えた後の商品券は、お客様にお返しすることはできません。</p> <p>5. 商品券の盗難・紛失・滅失等の責任は負いませんので、保管には十分注意して下さい。</p>	<p>第4条（利用方法）</p> <p>お客様は、商品券によりその額面と等額の商品又はサービスと引換えることができます。商品券の額面以上の商品あるいはサービスと引換えるときには現金と併用し利用して下さい。</p> <p>2. 商品券は、額面未満の商品あるいはサービスと引換えるときには、お釣りをお出しすることができません。</p> <p>3. 商品券は、現金又は他の商品券と引換えることができません。また、<u>法令に定める場合を除き</u>商品券の払戻しはできません。</p> <p>4. 商品あるいはサービスと引換えた後の商品券は、お客様にお返しすることはできません。</p> <p>5. 商品券の盗難・紛失・滅失等の責任は負いませんので、保管には十分注意して下さい。</p>
<p>第10条（附則）</p> <p>この約款は、<u>平成30年10月18日</u>から効力を生ずるものとします。</p>	<p>第10条（附則）</p> <p>この約款は、<u>平成30年12月21日</u>から効力を生ずるものとします</p>

※変更理由：「資金決済に関する法律」(平成21年法律第59号)の適用の有無を明確に記載するため（下線部は変更部分）